

テクノロジーとウェブサイト掲載の時代 における情報慣行条例に基づいた精神障 害のある方のプライバシー保護

2014年4月、出版#CM41.15

インターネット上での個人情報の収集が人気を集める中、エージェントがインターネット上に掲載する個人情報の保護が開発されることになりました。今日では、雇用者側は、エージェントがネットに掲載した応募者の内容をインターネットで閲覧する事ができます。そこには精神障害のある方に対するスティグマや差別が存在するため、個人のプライバシー維持が必要です。

情報慣行条例 (IPA, Information Practices Act) は、エージェントが公開または未公開する制限された特定の情報（インターネット上の掲載を含む）に対し、プライバシー保護を提供します。¹これらのプライバシーの権利は、雇用を求める精神障害のある方や IPA 対象のエージェントが発行した労働権を持つ人には特に重要です。

この書類は IPA の下、どのような種類の情報が絶対に保護されなければならないかを紹介し、条例に基づく利用可能な対応策のいくつかをご紹介します。

¹ 民放部 1798 以下参照 (Civil Code Sections 1798 et seq.)

1. 情報慣行条例とは何ですか、そして自分にはどのように適応されますか？

情報慣行条例 (IPA, Information Practices Act) とは、コンピューターやその他のテクノロジーの利用が増える中、エージェントが公開する個人のプライバシーに関わる権利を保護する為の州法です。IPA は個人情報 の維持と流布を厳しく制限します。

2. IPA における “エージェント” とは何ですか？

IPA における “エージェント” とは州のオフィス、役員、部、分割、局、庁または委員会です。州賠償基金 (State Compensation Fund) やカリフォルニア立法府の様に、「エージェント」と考慮される中には特定された例外があります。

3. 慣行許可を保持する人が雇用を申し込む際、「エージェント」が携わる内容例とは何ですか？

会員情報を維持するエージェントの例、又はエージェントの会員情報をネットで公開するエージェントの例は、消費者問題部 (Department of Consumer Affairs) が発行する「私達は誰で、何をする」 (“Who We Are and What We Do”)² と呼ばれる公表紙で見ることが出来ます。以下は一部の例です。カリフォルニア州会計委員会 (California Board of Accountancy) ; 行動科学会 (Board of Behavioral Sciences) ; 理容と美容学会 (Board of Barbering and Cosmetology) ; カリフォルニア州歯科委員会 (Dental Board of California) ; カリフォルニア州の医療委員会 (Medical Board of California) ; 作業療法士のカリフォルニア州委員会 (California Board of Occupational Therapists) ; セキュリティと調査サービス局 (Bureau of Security and Investigative Services) 。

4. IPA の下、エージェントはどの種類の情報を特定に維持できますか？

エージェントは、エージェントとしての目的達成に関連及び必要とされる “個人情報”、もしくは州や国から必要とされたり、権限が与えられた場合に限り、維

² http://www.dca.ca.gov/publications/dca_booklet.pdf

持することを許可されています。各エージェントは全記録において、精度、関連性、適時性、完全性を最大限可能な範囲で維持すると共に、安全性及び秘密性を確保することになっています。³

個人情報を収集する際、政府機関は可能な限り、別の情報源からではなく、情報の対象者本人から収集することになっています。⁴ エージェントが個人情報を集める際、エージェントは情報源を維持することになっています。

どの情報がエージェントの目的達成に必要なのか、また州法、連邦法で権限が与えられているのか判断する為には、エージェントが存在する理由、または声明をエージェントにお尋ねください。

5. IPA における “開示” の意味とは何ですか？

IPA における “開示” の意味とは、個人又は団体に、口語、書面、電子的またはその他の手段で一部又は全部を開示、開放、流布、又はコミュニケーションすることを意味します。

6. エージェントはどの情報を公開することが出来ますか？

回答: 時と場合により異なります。公式通知の為の郵送先、卒業式の日程、卒校名、許可書の取得日また有効期限といった一般的情報は、しばしば公開出来ます。

7. エージェントが開示出来ない情報内容とは何ですか？

例外とされる情報以外の “個人情報” は開示出来ません。

“個人情報” とは、氏名、社会保険番号、物理的性質、現住所、自宅の電話番号、教育、財政に関する事柄、及び医療、雇用履歴などを含み、これらに限定されないエージェントが維持する個人情報を指します。これは、個人が作成又は起因した声明も含みます。

³ 民法部1798.14. 参照

⁴ 民法部1798.15. 参照

エージェントは、本人に繋がるような内容の個人情報を開示してはなりません。しかし、法令の下では、情報開示が許可されている例外も多くあります。⁵いくつかの例としては、エージェントが個人情報を本人に開示する場合、情報が管理者や保護者へ開示される場合、不法行為で調査される場合、本人が書面にて開示を依頼する場合、エージェントが本人の健康や安全への影響が強いられる状況と判断した為、第三者に情報開示される場合、養子縁組の場合、又は情報が被験者保護委員会（**Committee for the Protection of Human Subjects**）に開示される場合、障害のある方の権利保護の為、州の保護&アドボカシー機関（**Protection and Advocacy agency**）に開示が許可される場合などがあります。⁶

8. IPA における 保護された“医療情報”の開示 とは？

回答: “医療情報” とは、医療提供者による個人の医療的、精神的、物理的状态、医療的治療、又は診断内容などのあらゆる情報、と定義されます。

9. 私は精神障害がある者で、エージェントが発行した慣行許可を持っています。私の精神健康状態が他の人に開示されたり、ネットで公表される心配をするべきでしょうか？

恐らく心配された方が良いでしょう。オンラインで自分を検索し、関わっているエージェントがネットに何を掲載しているか調べてみましょう。IPA の下、「エージェント」と考慮されている許可委員会は、会員の全情報ではなく、いくつかの情報をネットで開示しているかもしれません。

貴方の情報がネット掲載とは別に他者へ開示されたかどうか確認できるよう、IPA は最高で 3 年に渡り、開示毎に日付、内容、及び目的を正確に記録し、保持するよう、義務付けています。⁷

⁵ 民法部 1798.24 参照, “開示の状態” (“Conditions of Disclosure”).

⁶ 民法部 1798.24(b) 参照

⁷ 民法部 1798.25 & 1798.27 参照 会計開示 (Accounting of Disclosures)

10. 私には、エージェンシーが保持する自分自身の個人情報にアクセスする権利がありますか？

時と場合によります。正統な身分証明書があれば、個人情報を含む自分自身の記録の再検討を要求することが可能です。情報要求の受領後、**30**日以内に個人の要請によりアクティブ記録へのアクセスが与えられます。インアクティブ又は格納された記録の要求があった場合は、エージェントは要請から**60**日以内に記録を点検できるようにしなければなりません。点検から**15**日以内には、記録の写しを提供しなければなりません。⁸

11. もし自分で要求した場合、エージェントは自分自身の肉体的及び精神的状態に関する個人情報を開示しなければなりませんか？

いいえ、常にではありません。もしエージェントがあなたに肉体的及び精神的状態に関する情報の告知があなたにとって有害であると断定した場合は、エージェントはあなたに開示する必要はありません。その代わりに、情報は書面での認可で特定の公認医学プロ、又は心理学者に開示されます。⁹

12. もし私の個人記録に誤りがあった場合は、どうした良いですか？

あなたが正確性、適時性、関連性、また完全でないと信じる情報は、書面にてエージェントに連絡し、訂正の依頼ができます。自身の作成した個人情報の依頼要請から**30**日以内に情報修正をしなければなりません。もし、リクエストが受諾されない場合は、エージェントは拒否の理由をあなたに伝え、エージェントの上部、または指名された人による再検討の方法をあなたに伝える必要があります。¹⁰

⁸ 民法部 178.34 参照

⁹ 民法部 1798.40(f) 参照

¹⁰ 民法部 1798.35 参照

13.再検討では何を期待したらよいでしょうか？

あなたは、エージェントが修正拒否した記録を、エージェントの責任者、もしくは指名された人に修正してもらうよう、要求することができます。彼もしくは彼女は、あなたが請求書を書いた日から **30** 日以内に再検討し、最終決断を下します。適した理由があれば、もう **30** 日延長することも可能です。もし修正しないとの決断が下され、あなたがそれに同意できない場合は、合理的な長さの声明であれば、あなたが最終決断に同意できない理由を述べた声明を提出することができます。

不同意の声明が提出された場合は、エージェントは係争箇所のメモを作成し、個人声明の写し、及びエージェントが修正しない理由を提供する必要があります。

¹¹

14.もしエージェントが IPA に違反した場合はどうなりますか？

IPA に違反した場合は、エージェントに対し民事訴訟の提起を含め、法的措置をとる事が可能です。軽犯罪が発覚した場合の罰則は、従業員の規律、最大 **5000** ドルの罰金、または一年未満の懲役、または両方を含むことができます。¹²

¹¹民法部 1798.37

¹²民法部 1798.48 – 1798.57

どうぞお聞かせ下さい。本文を読まれましたら、短いアンケートに回答し、皆様のご意見等を提供して下さいますよう、ご協力お願い致します。

英語版: <http://fs12.formsite.com/disabilityrightsca/form54/index.html>

スペイン語版: <http://fs12.formsite.com/disabilityrightsca/form55/index.html>

Disability Rights California は様々な機関から資金供給を受けており、供給者の全リストは次のサイトに掲載しています。 <http://www.disabilityrightsca.org/Documents/ListofGrantsAndContracts.html>.

カリフォルニア精神医療サービス権利 (**CalMHSA, California Mental Health Services Authority**) とは、精神障害のある方、ご家族、そして地域の方々の精神医療結果の改善に取り組む郡政府の団体です。CalMHSAにより実行される予防策と早期介入プログラムは、有権者の認可を受けた精神医療サービス条例、住民投票事項63 (**Mental Health Services Act [Prop 63]**) に基づき、郡より資金が供給されています。Prop 63は、以前は行き届いていなかった人口とカリフォルニアの多様な全コミュニティが精神医療サービスを拡大する為に必要な資金とフレームワークを提供します。



WELLNESS • RECOVERY • RESILIENCE

